

A3 2 6,220円×28日=174,160円

支給総額の算出方法

Q3で示した通り、傷病手当金の支給総額の算出方法は以下の通りです

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近1年間の標準報酬月額}}{\text{平均額の30分の1}} \right) \times \left(\frac{2}{3} \right) \times \text{支給日数}$$

※10円未満四捨五入 ※1円未満四捨五入

① Aさんの標準報酬月額の平均額の30分の1を算出します

Aさんの直近1年間(令和3年9月～令和4年8月)の標準報酬月額の平均額は28万円のため・・・
 $28\text{万円} \times 30\text{分の1} = 9,333.333\text{円}$
 10円未満は四捨五入のため、 $9,333.333\text{円} \div 9,330\text{円}$

② ①で算出した金額に3分の2を掛けます

$9,330\text{円} \times 3\text{分の2} = 6,220\text{円}$ (1円未満の端数はないためそのまま)
 この金額は傷病手当金の1日当たりの金額(日額)になります。

③ ②で算出した傷病手当金の1日当たりの金額に支給日数を掛けます

Aさんの請求期間と労務不能と認めた期間は、ともに令和4年8月1日～31日の31日間です。
 ただし、Aさんは、この病気で初めて傷病手当金を請求しているため、
 令和4年8月1日～3日の3日間は待期間(※)となり、支給日数は28日間になります。
 したがって、支給総額は・・・

6,220円×28日間=174,160円

標準報酬月額とは・・・
 事前に被保険者のお勤め先(事業所)から給料等を年金事務所に届け出して決定します。
 傷病手当金はこの「標準報酬月額」をもとに計算しています。



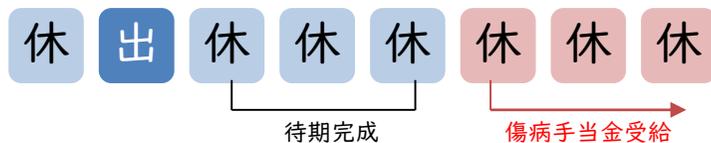
待期期間とは



傷病手当金は、仕事とは関係のない病気やけがの療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期期間)、4日目以降の仕事に就けなかった日について支給されます。待期期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。



4日目以降傷病手当金支給可能



2日目は出勤しているため
3日目～5日目で待期完成
6日目より傷病手当金支給可能



1日目～3日目で待期完成のため
4日目出勤しているが
5日目より傷病手当金支給可能

★その他選択肢の解説

選択肢	
1	6,220円×31日=192,820円 支給日数は待期期間をのぞく28日のため不正解
3	6,222円×28日=174,216円 標準報酬月額平均の30分の1で算出した後に10円未満を四捨五入していないため不正解
4	6,222円×31日=192,882円 支給日額、支給日数ともに選択肢1,3と同じ理由のため不正解